

# 錦江町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

〈概要版〉

令和3年度



令和5年度

こころ豊かに元気のある

暮らしを実現できるまち



令和3年3月 鹿児島県錦江町



## 計画の概要

「錦江町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は高齢者福祉計画と介護保険事業計画の両計画を一体的に策定した計画です。

### 高齢者福祉計画

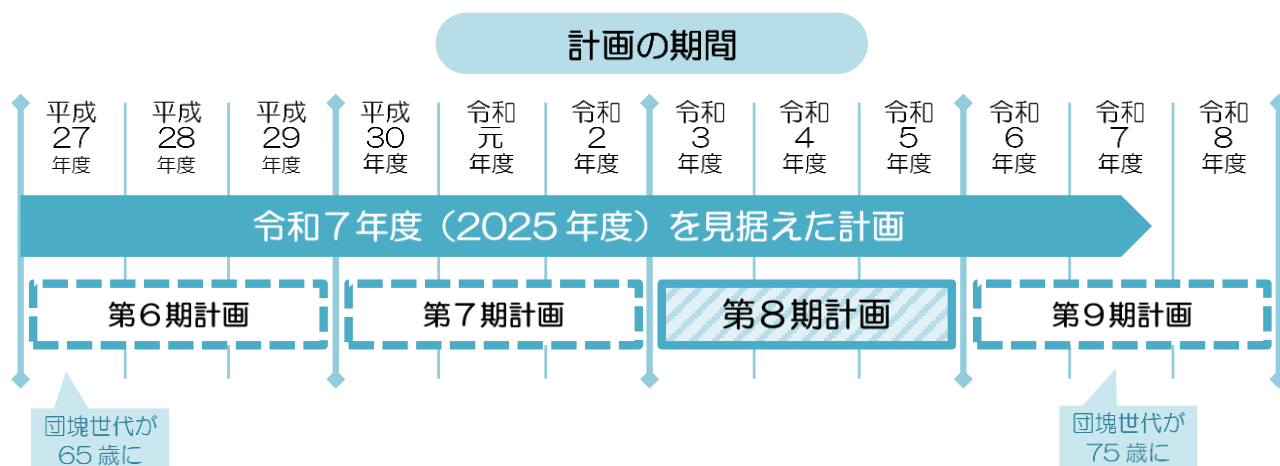
高齢者福祉計画は全ての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めたものです。

### 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に含まれたものです。

## 計画の期間

団塊の世代が75歳に到達する令和7年を見据え、地域包括ケアシステムを構築していくための10年間の計画という位置付けを持ちつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。



## 計画の基本的な考え方

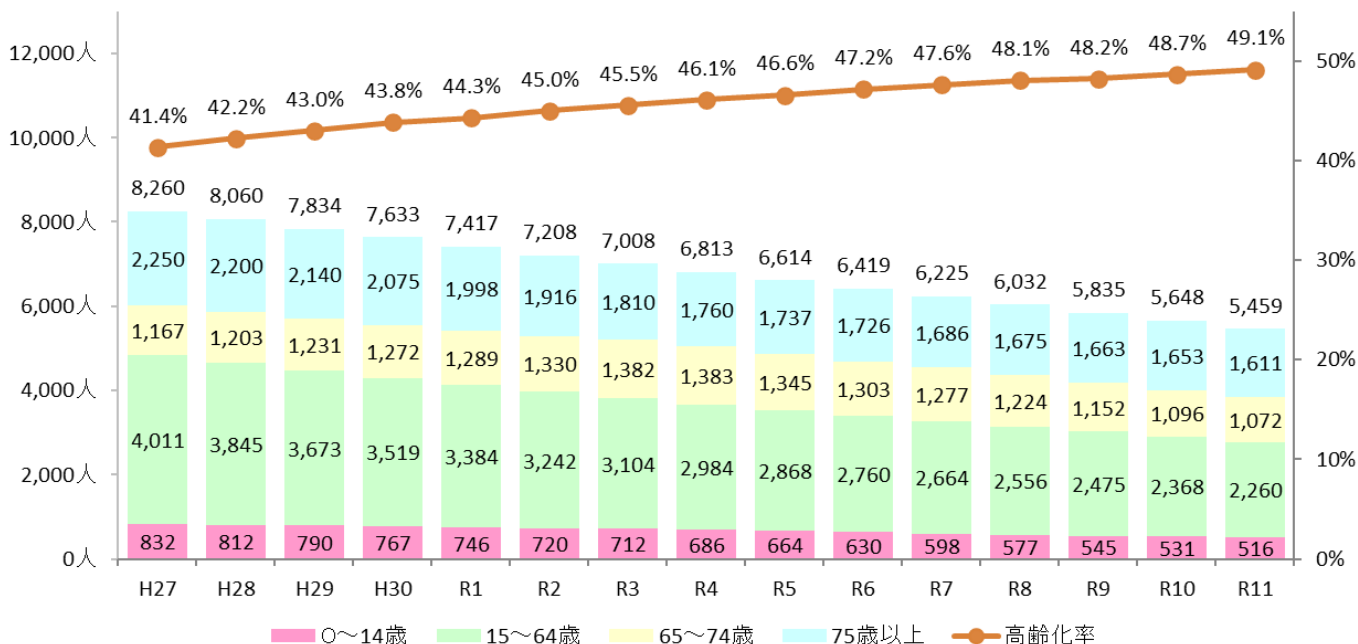
第8期計画では、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域共生社会の理念を踏まえ、第7期計画の目指す姿「こころ豊かに元気のある暮らしを実現できるまち」を継承し、本計画を推進します。

# 錦江町の現状

## ①人口の推移

本町の総人口は、年々減少しており、高齢者人口も同様に減少しています。

ただし、64歳以下の人口減少が大きいことから、高齢化率は上昇し続けると予測されます。

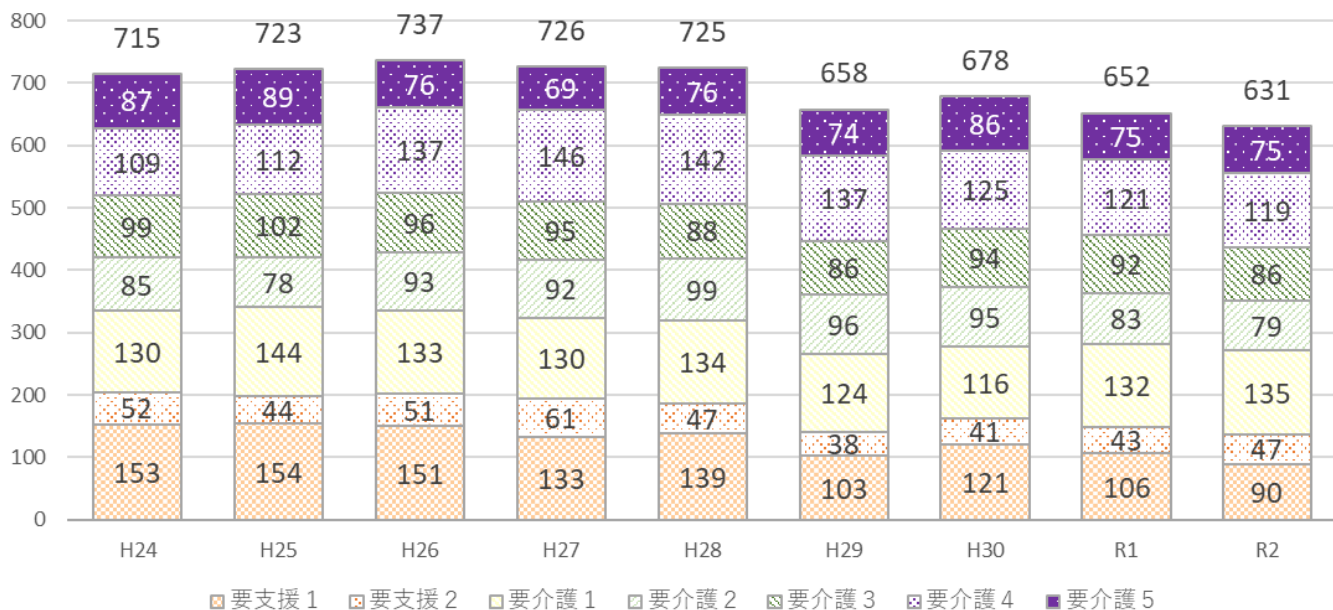


※ 地域包括ケア「見える化」システム

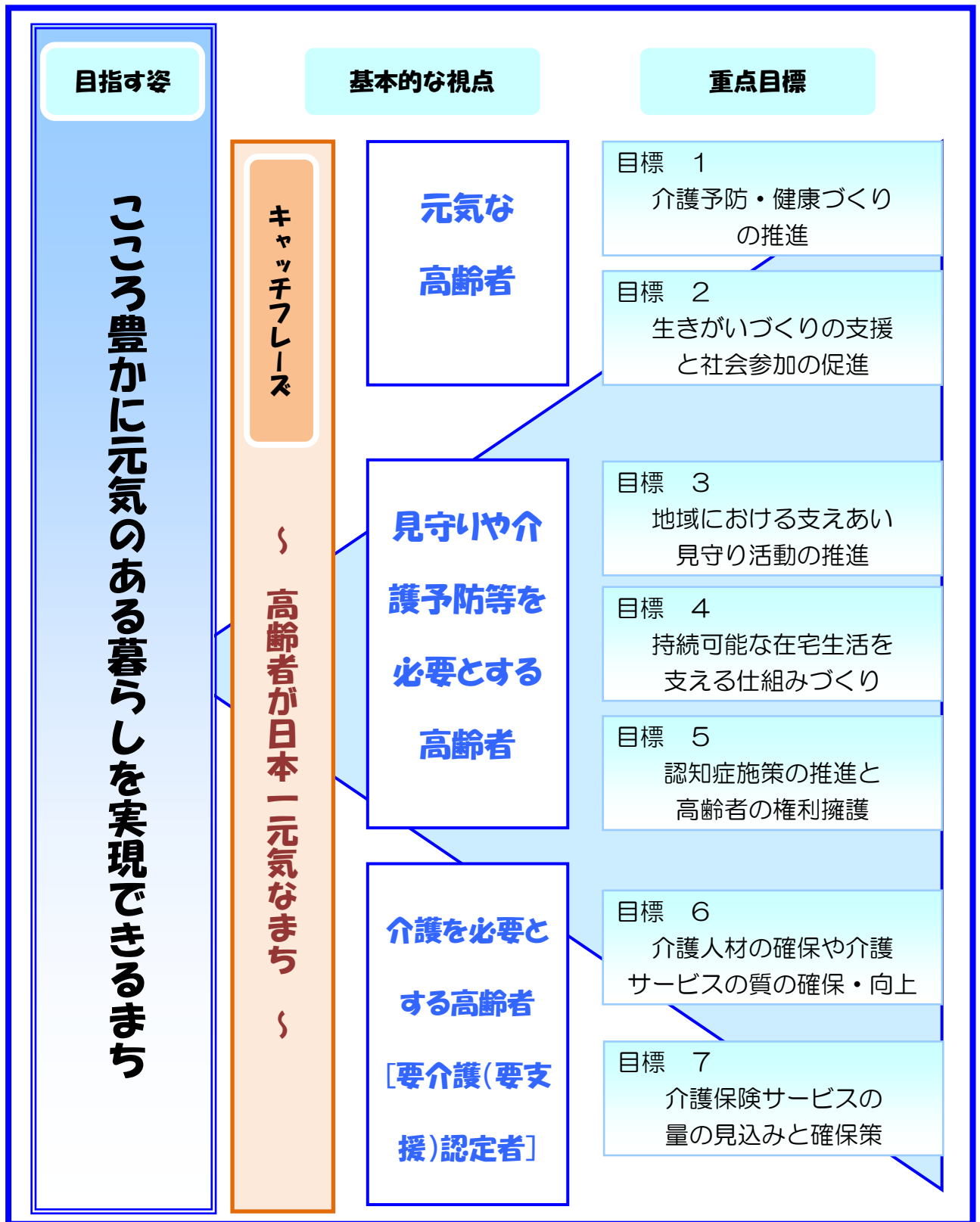
## ②要介護度別認定者数の推移

毎年介護認定を受ける方が、平成26年までは増加傾向が続きましたが、その後減少に転じています。その要因の一つとして、介護予防に取り組んできたことで、気軽に参加できる通いの場が増え、元気な高齢者が増えたことで、要支援1・2に該当する方が減少していることが考えられます。

要介護度別認定者数（鹿児島県錦江町）



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報



## 施策の方向性

- 1 壮年期から前期高齢期の健康づくりの推進
- 2 高齢期の健康づくりの推進
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 4 地域の自主的な活動の支援

- 1 生きがい・仲間づくり
- 2 社会参加と就労の促進

- 1 支えあい活動の推進
- 2 高齢者見守り施策の推進
- 3 災害時や緊急時の要配慮者対策の推進

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 地域包括支援センターの機能強化
- 3 相談支援体制の強化
- 4 在宅生活を支える福祉施策の推進
- 5 在宅生活を支える基盤づくり

- 1 認知症ケアパスの普及と推進
- 2 認知症対策の総合的な推進
- 3 認知症フレンドリーコミュニティの構築促進
- 4 高齢者の権利擁護の推進
- 5 成年後見制度利用促進計画の策定と利用促進に向けた取り組み

- 1 多様な介護人材の確保・育成支援
- 2 介護・福祉事業所ネットワーク連絡会通じた介護人材の資質の向上育成支援
- 3 介護サービスの質の確保・向上
- 4 介護サービス事業所・居宅介護支援事業所に対する指導・監査
- 5 介護給付の適正化の推進
- 6 情報提供の充実と利用者負担軽減の推進

- 1 居宅サービス
- 2 地域密着型サービス
- 3 施設サービス

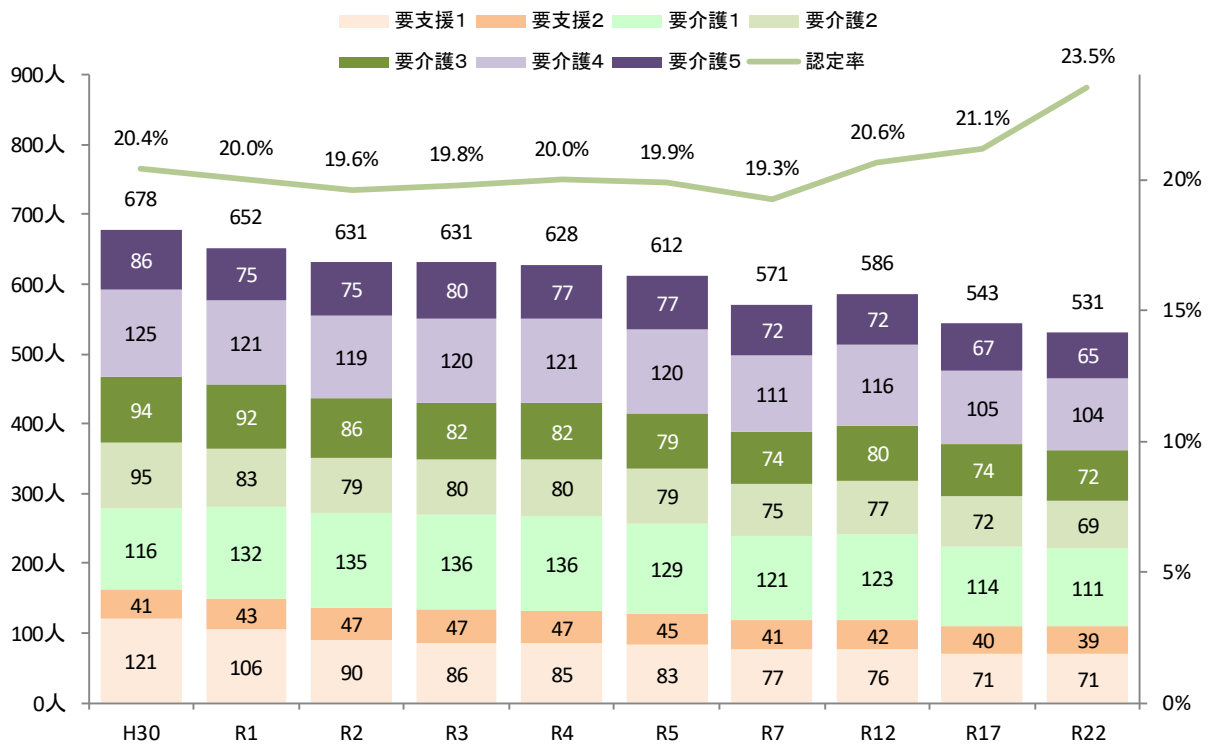
高齢者福祉事業・地域支援事業

介護保険事業

地域包括ケアシステムの構築

## 要介護度別認定者数の将来予測

認定者数は、平成30年度に678人となっていました。令和2年度は631人(47人の減少)となっています。今後の予測は、令和5年度に612人となり、令和2年度と比較して19人の減少となります。さらに、令和7年度には571人となると予測されます。

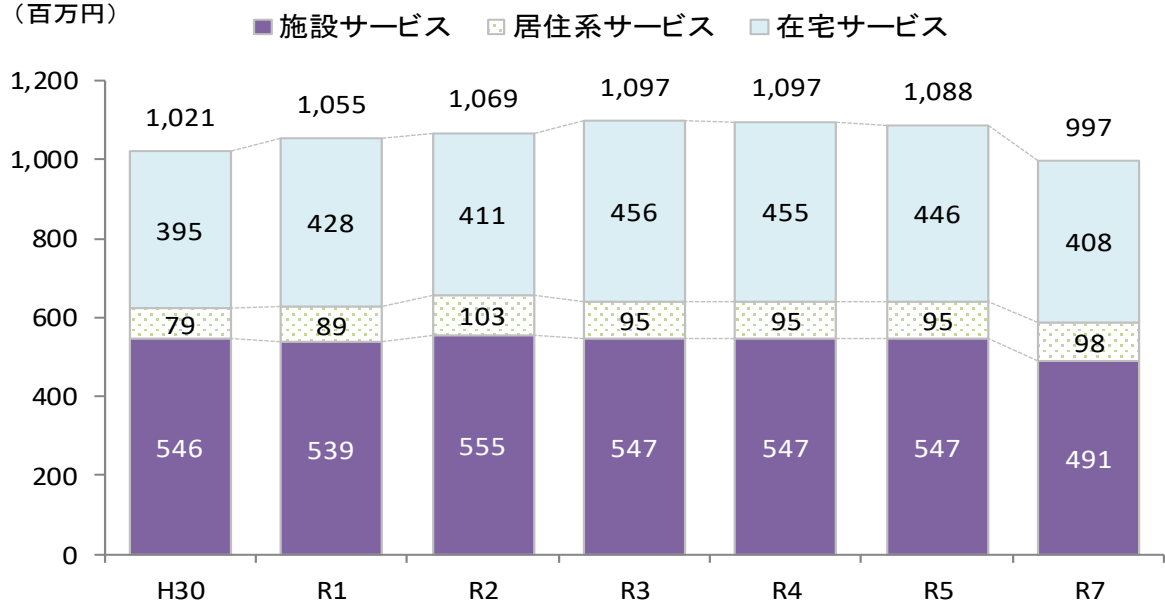


※ 地域包括ケア「見える化」システム

## 令和7(2025)年のサービス水準等の推計

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けた「地域包括ケア計画」として計画的・段階的に進めていくことで、どのように地域包括ケアシステムを作っていくのか、令和7(2025)年を見据えて中長期的にサービス水準等について推計しました。

(百万円)



※ 地域包括ケア「見える化」システム

## 所得段階に応じた保険料

第8期計画期間（令和3～5年度）における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額6,300円となります。以下のとおりの基準額と所得段階に応じた保険料の設定を行います。

	該当条件	基準額に対する割合	保険料（年額）	保険料（月額）
第1段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.3	37,800円	1,890円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.5	56,700円	3,150円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	0.7	56,700円	4,410円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.9	68,040円	5,670円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	1.0 (基準額)	75,600円	6,300円
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	90,720円	7,560円
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	98,280円	8,190円
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	113,400円	9,450円
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上	1.7	128,520円	10,710円

## 令和5年度までの重点的取組とその目標値

本町は、人口が減少し、介護の担い手を確保することが難しくなるため、自ら健康づくりと介護予防に取り組み、それを地域ぐるみで行うことの重要性が高まっています。

同時に、自立支援・重度化防止の取り組みも重要となる現状をふまえ、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の維持に向けて、以下の指標について目標値を設定することで、保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に取り組むとともにその達成状況を評価します。

	目標項目	基準値 (R2)	目標値 (R5)
1	要介護認定率	19.6%	19.9%
2	要介護（要支援）認定者数	631人	612人
3	通いの場（地域サロン）の実施箇所数	52箇所	60箇所
4	通いの場（地域サロン）の参加者数	770人	830人
5	通いの場への参加率（通いの場の参加者実人数／高齢者人口）	23.5%	26.9%
6	認知症カフェの開催	2箇所	2箇所
7	地域ケア個別会議の開催数	年 10回	年 12回
8	地域ケア推進会議の開催数	年 1回	年 1回
9	介護給付費適正化主要5事業の実施事業数	5事業	5事業
10	医療情報との突合・縦覧点検の実施の有無	12箇月分	12箇月分

錦江町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

発行 錦江町役場 保健福祉課 TEL：0994-22-0511（代表）